

出雲崎町

避難行動要支援者個別計画作成マニュアル

(行政区用)

令和7年10月

出雲崎町

目次

1	はじめに	1
2	避難行動要支援者とは	2
3	避難行動要支援者名簿について	2
4	避難行動要支援者への配慮事項	3
5	個別計画の作成	5
6	Q & A	13

1 はじめに

近年、能登半島地震をはじめとして、毎年のように、全国各地で災害が発生しています。このような大規模な地震や水害が発生した直後は、行政による支援には限界があるため、地域で助け合う『共助』の重要性が再認識されています。

災害発生時には、自分の命は自分で守る、家族・親族で助け合う『自助』が基本となります。自ら避難することが困難で、避難に他からの支援を必要とする方がいます。特に、高齢者や障害者などの災害時に支援が必要な方（避難行動要支援者）には、近隣の方をはじめとした行政区（自主防災組織）、民生委員、消防団などの地域の皆さんがあわいに協力して助け合う『共助』による支援が求められています。

本マニュアルは、各行政区で取り組まれている避難行動要支援者の避難方法を定める「個別計画」作成の参考となるように作成しました。

このマニュアルを活用し、お住まいの地域で、家庭で、防災について話し合い、「みんなで助け合い、安全安心な地域づくり」のための活動をお願いします。

《本マニュアルによる進め方の手順》

STEP 1

避難行動要支援者名簿の配布

配布された名簿から、行政区にいる避難行動要支援者を把握します。



STEP 2

個別計画作成

行政区を中心に、一人ひとりの状況にあわせた避難計画（個別計画）を作成します。



STEP 3

避難訓練実施

町が実施する防災訓練等に参加し、計画の実効性を評価し、改善してよりよい計画にします。

2 避難行動要支援者とは

「避難行動要支援者」とは、高齢者や障害者などの災害時に支援が必要な方のことを言います。町では、下記の基準により毎年対象者を抽出し「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

(1) 高齢者・障害者など

<対象者>

- ア 要介護認定3～5を受けている方
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する方（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する方
- エ 上記以外で行政区（自主防災組織）又は町が特に支援を必要と認める方

→ 対象者に制度を周知し、名簿に掲載してほしくないという方以外は、原則として名簿に掲載します。その方については、災害時のみに活用する別の名簿を作成します。

(2) 原子力災害時要登録者

原子力災害が発生し、広域避難指示が出た場合に、世帯の全員が自家用車を持っていない、運転できないなどの理由により、広域避難が実施できない方が対象となります。

3 避難行動要支援者名簿について

避難行動要支援者を各行政区ごとに整理した名簿を行政区長に配布します。

(1) 活用について

名簿に掲載されている避難行動要支援者を把握し、日々の見守りや災害時に円滑に避難を実施するための支援体制づくりに活用します。

(2) 取扱いについて

個人情報保護に十分に配慮し、行政区内外関係者以外の使用及び防災関係業務以外の使用を禁止します。また、紛失に注意して厳重保管をお願いします。なお、行政区長交代時には必ず名簿の引継ぎをお願いします。

(3) 更新について

概ね1年ごとに名簿の更新をいたします。更新の配布時には前回名簿を町で回収し、新しい名簿を配布します。

4 避難行動要支援者への配慮事項

避難行動要支援者の現状や支援の際に配慮する点については、次の例のとおりとなります。

区分		避難行動などの特徴	配慮を要する主な事項
要介護者	寝たきり	自力で行動できない。 自分の状況を伝えることが困難な場合がある。	ストレッチャーなどの移動用具と支援者の確保が必要。
	認知症	自分で判断し、行動することができない。 自分の状況を伝えることが困難。	車いすなど移動用具と支援者の確保が必要。 安否確認や状況把握が必要。
身体障害者	視覚障害者	視覚による状況の把握が困難。 災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い避難行動が困難。	音声による避難伝達及び状況説明が必要。 避難誘導などの支援者の確保が必要。
	聴覚平衡障害者 音声言語障害者	音声による情報が伝わらない（視覚外の異変・危険察知が困難。音声による避難誘導の認識ができないなど）。 言葉で自分の状況などを人に知らせることができない場合がある。 外見から障害のあることが認識されづらい。	正面から大きく動かして話したり、身振り、手話、筆談、図、携帯電話のメールなど視覚による情報伝達が必要。 紙、ペン、携帯電話、タブレット端末など文字による情報伝達が可能なツールが必要。
	肢体不自由者	自分で身体の安全を図ることが困難。 自分で避難することが困難な場合がある。	車いすなどの移動用具と支援者の確保が必要。
	内部障害者	自力歩行や素早い行動が困難な場合がある。 常時使用する医療機器（酸素ボンベなど）、医薬品が必要な場合がある。	支援者の確保が必要。 医療機関との連携体制が必要。

区分	避難行動などの特徴	配慮を要する主な事項
知的障害者	一人では危険を判断することが難しく、環境の変化による精神的な動搖が見られる場合がある。 複数の話や抽象的な概念は理解しにくく、人に尋ねたり意見を言うのが苦手な人がいる。	精神的に不安定にならないよう、常に話しかけるなど気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導することが必要。 短い言葉や文字・絵・写真などを用いて、わかりやすく事態の理解を図る。
精神障害者	災害発生時には精神的動搖が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 普段から薬を携帯する必要がある。	気持ちを落ち着かせることが必要。 薬の持ち出しが必要。
原子力災害時避難行動要支援者	自家用車による避難ができない。	支援者の自家用車に乗合いでできるよう調整が必要。 自力で避難所まで行くことができない場合は、避難所までの避難への支援が必要。

(2) 原子力災害時避難行動要支援者への配慮

原子力災害時の防護措置は、放射線量の高い地域から離れることなので、原則自家用車で町外へ広域避難しなければなりません。

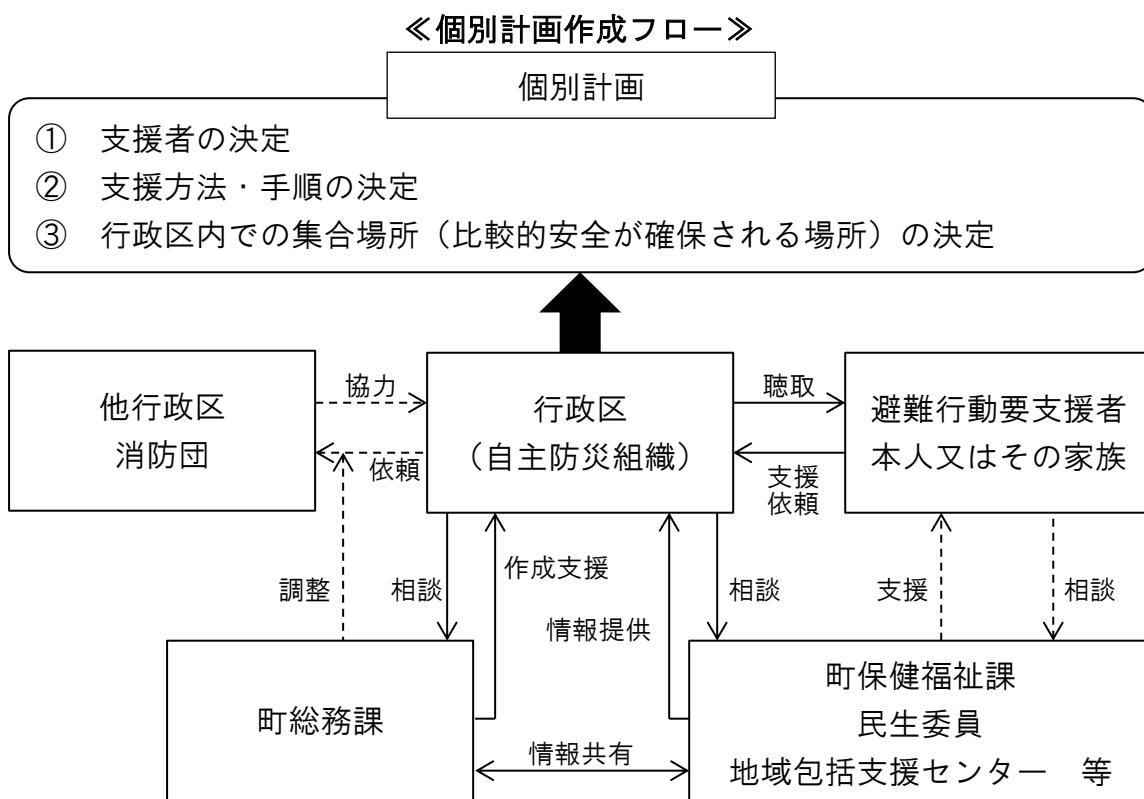
原子力災害は他の災害と対応が違うため、原子力災害時避難行動要支援者の避難支援については、別に定める必要があります。

(3) 災害時支援上の注意

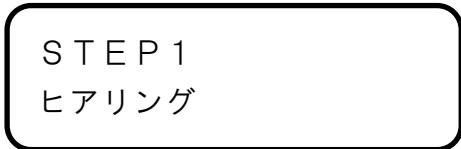
避難行動要支援者の支援者になったからといって、避難支援は法的な責任や義務を負うものではありません。災害時は、支援者も被災者の一人です。
まずは自分自身や家族の安全を確保してから支援を行ってください。

5 個別計画の作成

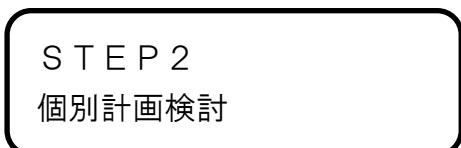
行政区（自主防災組織）が中心になって、町や避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族の意見を聞きながら、一人ひとり個別に一連の支援活動を想定した個別計画を検討し、避難行動要支援者個別計画書（以下「計画書」といいます）を作成します。



(1) 作成までの流れ



本人もしくは家族から、支援を受けるにあたっての希望や注意点などを聴取します。



本人もしくは家族の希望を参考にし、支援の内容について行政区内で検討します。



STEP 3
個別計画完成

完成した計画は、町及び支援者と情報共有し、災害時、または平常時の見守り体制に活用します。

(2) 具体的な作成方法

ア ヒアリング

避難行動要支援者本人もしくは家族から、支援を受けるにあたっての希望や注意点などについて聴取します。具体的には次の事項について聴取してください。

(ア) 具体的支援内容

避難行動要支援者の状況及び想定される支援の内容を聴取してください。具体的には次の例のとおりとなります。

- ・耳が聞こえないので避難情報は見てわかるように伝えてほしい
- ・足が不自由なので、家にある車いすに乗せて押してほしい
- ・世帯に車がなく、町外まで移動できない
- ・町内指定避難所まで自力で行けるかどうか

など

(イ) 避難行動要支援者の状況

避難行動要支援者の状況を聴取してください。具体的には次の例のとおりとなります。

- ・毎週火曜日、木曜日はデイサービスセンターを利用している
- ・家族は仕事で、平日の午前7時～午後7時までは本人しかいない
- ・行政区内外ではないが、近隣で支援してくれる親戚、知人がいる
- ・安否札はもっているか

など

(ウ) 緊急時連絡先

避難行動要支援者の身元引受人となる方を第3順位まで決めてもらい、計画書の③「緊急時の連絡先」欄に記入してください。

順序が決められない場合は、次の順序で記入してもらってください。

1. 同居の家族
2. 町内にいる3親等までの血縁者
3. 町外にいる3親等までの血縁者
4. 町内にいる親戚
5. 町外にいる親戚
6. 知人、友人など

(エ) その他支援に必要な事項、要望など

イ 個別計画検討・決定及び計画書の書き方

次に、本人もしくは家族の希望を参考にし、支援の内容について行政区内で検討し、決定します。具体的には次の事項について決定し、計画書に記入してください。

(ア) 支援者の決定

本人の状況に応じた支援者の人数を決定し、①「行政区における支援者数」欄に記入してください。行政区長を中心に役員、両隣、お向かいなど複数の近隣住民で支援することが望ましいです。

なお、行政区内で支援者を割り当てられないときは消防団、民生委員、他の行政区などに支援を依頼し、②「他避難支援協力関係者」欄に記入してください。

(イ) 想定される危険性

避難行動要支援者宅で、次の危険性の有無について、④「想定される危険性」欄の該当箇所に○をつけてください。

a 土砂災害警戒区域指定

土砂災害防止法において、土砂災害（特別）警戒区域（通称レッドゾーン、イエローゾーン）に指定されている場合「有」○をつけてください。

b 自宅の耐震化

昭和56年以降に建築された、もしくは昭和56年以前に建築されたが、耐震診断により耐震性が低いと診断され、耐震化を実施した住宅は「有」に○をつけてください。

c 津波

久田を含む海岸地区で、避難場所より低地に住宅がある場合（おおむね海拔10m以下）、津波の危険性が高いため「有」に○をつけてください。

(ウ) 想定避難支援行動の決定

ヒアリングにより想定される避難行動の方法や手順について決定し、⑤「想定避難支援行動」欄に記入してください。

ただし、あくまで想定ですので、想定どおりにならない場合の対処についてもあらかじめ検討しておくことが大切です。

a 風水害避難所

風水害の場合、避難準備情報の段階で避難させるため、「風水害避難所」欄に最寄りの優先開設指定避難所及び移動手段を記入してください。

なお、突然の集中豪雨などにより、身の危険を感じるが、避難所

までの避難ができない場合、近隣で土砂災害（特別）警戒区域に指定されていない民家に緊急避難することにより危険を回避することが大切ですので、あらかじめ避難先を決定しておき「風水害時の緊急対応で身を寄せる世帯」欄に記入してください。

b 地震避難所

津波の心配がない地震で、避難行動要支援者宅が危険な場合に避難させる避難所として、地震時の優先開設指定避難所及び避難手段を記入してください。

c 津波避難場所

津波の危険性がある場合の最寄りの津波の際の指定避難場所及び避難手段を記入してください。

なお、津波の到達時間に余裕がある場合は、自家用車などを利用して地震津波の際の指定避難所まで避難させてください。

《指定避難所一覧》

No.	名称	住所	連絡先 (0258)	避難所種別					収容 人員	備考
				風 水 害	津 波 高 潮	地 震	原 子 力	福 祉 避 難 所		
①	越後出雲崎天領の里	尼瀬6-57	78-4000	◎					36	
②	新潟漁業協同組合 出雲崎支所	尼瀬無番地	78-3161	○					78	未耐震化
③	北国街道妻入り会館	尼瀬166	78-3700	○					28	
④	海岸公民館	羽黒町431-1	78-2015	◎		○			128	海拔8m
⑤	井鼻地区コミュニティ消防センター	井鼻682	-	○					26	
⑥	大新潟カントリークラブ 出雲崎コース	乙茂588甲	78-3711	○ ○※ ○※					170	※緊急避難場所を兼ねる
⑦	西越地区農村環境改善センター	沢田439-1	78-2280	◎ ○ ○ ○					156 ※111	※原子力災害時
⑧	藤巻地区コミュニティ消防センター	藤巻300	-	○ ○ ○					30	
⑨	保健福祉総合センター ふれあいの里	大門394-1	41-7133	○ ○ ○ ○ ○ ○					56 228※	ボランティアセンター ※原子力災害時
⑩	出雲崎小学校	川西12	78-2205	△ △ △ △					470	
⑪	出雲崎中学校	米田745	78-2137	△ △ △ △					608	
⑫	多世代交流館きらり	米田395	86-5580	○ ○ ○				○	80	
⑬	出雲崎町中央公民館	米田281-1	78-2250	◎ ○ ○ ○ ○ ○					252	
⑭	出雲崎町民体育館	米田281-1	78-4700	○ ○ ○ ○ ○ ○					598	
⑮	川東地区コミュニティ消防センター	別ヶ谷500-30	-	○ ○ ○ ○ ○ ○					44	
⑯	八手地区農村環境改善センター	船橋473甲	78-3211	◎ ○ ○ ○ ○ ○					184	

凡例) ◎ : 優先開設 ○ : 状況により開設 △ : 通常開設しないが、場合により開設も有りうる

注) 原子力災害時の町内指定避難所については一時的なものであり、長期的な避難生活については、広域避難先市町村となる。

(I) 原子力災害時の避難支援行動の決定

原子力災害時については、次の流れのとおりの対応になります。

対応可能な段階を決定し、具体的な内容について⑥「原子力災害時の避難支援行動」欄に記入してください。

STEP 1 乗合避難の調整

行政区内でできるだけ乗合避難できるよう調整します。調整できたら「乗合支援者」欄に記入してください。

↓ 調整がつかない場合

STEP 2 自力避難

町内指定避難所まで、徒歩など自力で避難ができるかどうか本人に確認します。

↓ 自力で避難することができない場合

STEP 3 避難支援の検討

支援者の自家用車や誘導などにより町内指定避難所へ移動する体制を検討します。

↓ 行政区内で避難支援体制が構築できない場合

STEP 4 地区集合場所の決定

災害時に集合する行政区内の集合場所（公会堂など）を決定します。その後、町に支援を要請します。

↓ 町の支援による、町内指定避難所への移動

STEP 5 屋内退避、広域避難

町内指定避難所で屋内退避を実施し、避難指示が出た段階で町が準備した避難手段により広域避難を開始します。

《町内指定避難所（原子力災害時の優先開設施設）》

名称	所在地	電話番号	対象の行政区
西越地区 農村環境改善 センター	沢田 439-1	78-2280	沢田、藤巻、神条、吉川、滝谷、柿木、馬草、乙茂、大寺、久田、上中条
保健福祉総合 センター ふれあいの里	大門 394-1	41-7133	駅前、大門、川西全区、川東、てまり 団地、松本、まつもと団地、山谷、 大釜谷、小釜谷、深町、別ヶ谷
出雲崎町 中央公民館	米田 281-1	78-2250	海岸地区全ての行政区、立石、中山、 米田、上小竹、下小竹、上野山
八手地区 農村環境改善 センター	船橋 473 甲	78-3211	桂沢、吉水、船橋、稻川、田中、市野 坪、豊橋、常楽寺、小木、相田

(オ) その他

その他支援に関する特記事項などは、⑦「備考」欄に記入してください。

(カ) 避難支援することができない場合

少子高齢化や生活環境の変化により、平日日中は避難行動要支援者しかいない場合やいる近隣住民も自力避難が精一杯で支援することができない方のみとなる場合など、どうしても行政区内外では避難支援を実施することができなく、地元の消防団、民生委員、隣の行政区、近隣の知人・友人などの支援も受けることができない場合は、⑦「備考」欄に状況を記入してください。

このような場合、町や関係機関の支援によるものとなります。

ただし、町や関係機関は災害対応を実施しているため迅速な支援が困難な場合があります。

(3) 個別計画の完成

計画書が完成したら、支援者全員で内容を把握してください。

また、計画書は公的な支援にも活用するため、町に報告してください。

(4) 個別計画の更新

避難行動要支援者の状況は日々変わっていきます。

避難行動要支援者名簿の更新に併せて、すでに個別計画作成済みの避難行動要支援者からも、個別計画の内容について変更がないか確認してください。

避難行動要支援者個別計画書

記入例

《避難行動要支援者情報》

住所又は居所	出雲崎町大字 尼瀬 166			行政区	稻荷町
フリガナ	ツマイリ			生年	明治・大正・昭和・平成
氏名	妻入 ナミ	男	(女)	月日	11年1月1日生
電話番号	78-3700	携帯電話番号			
ファックス番号		メールアドレス			
避難支援等を必要とする事由(避難行動要支援者該当要件)	一人暮らし 身体障害者(視覚)、原子力災害時避難行動要支援者				

①《支援体制》

行政区における支援者数	7人	他避難支援協力関係者	消防団・民生委員・その他()
-------------	----	------------	-----------------

③緊急時の連絡先	第1	フリガナ 氏名 柳津子 <small>登録者との関係(姉)</small>	ヤキ シコ 柳津町大字柳津字下平乙234 969-7201 0241-42-2112	住所
	第2	フリガナ 氏名 出雲 咲 <small>登録者との関係(いとこ)</small>	イヌモ カキ 川西140 949-4392 78-3111	住所
	第3	フリガナ 氏名 天領 乃里 <small>登録者との関係(友人)</small>	テンリヨウ ナリ 尼瀬6-57 949-4308 78-4000	住所

④想定される危険性	土砂災害警戒区域指定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	自宅の耐震化	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	津波	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
想定避難支援行動 ※該当する支援に○	1 情報伝達が必要な者…情報伝達手段() 2 避難に支援が必要な者…支援内容(手をつないで避難誘導) 3 その他()					

⑤風水害避難所	妻入り会館			移動手段	徒歩
	中央公民館			移動手段	支援者の車
	稲荷神社			移動手段	徒歩
	風水害時の緊急対応で身を寄せる世帯	フリガナ 世帯主 氏名	ヨイタ ケイ 与板 敬	住所	尼瀬172
				連絡先	78-2042

⑥原子力災害時の避難支援行動 ※該当する支援に○	1 支援者の自家用車で広域避難実施 2 本人が自力で避難所まで移動可能 3 支援者の協力により避難所に移動 4 行政区内で定めた集合場所への移動を支援、町へ移送の要請を実施			
	避難所	中央公民館	移動手段	支援者の車
	地区集合場所	妻入り会館	移動手段	徒歩

⑦乗合支援者 ※1に丸を付けた場合のみ記入	フリガナ 氏名	サカユタカ 坂名 豊	住所	尼瀬0
			連絡先	78-2295

備考				
⑦ 注意事項、支援できない場合の対応等				

6 Q & A

Q：「個別避難計画」は必ず作成しなければならないか。

A：あくまで要支援者本人、家族の同意で作成するものであり、強制するものではありませんが、災害時に要支援者の命を救うために、可能な範囲で作成していただきたいと考えております。

Q：支援者になる方が見つからない。

A：支援者の負担が軽減されるように、行政区内で複数人での支援体制づくりをお願いします。日中夜間などの状況に応じ、支援できる人を探すなど、「いつ」「だれが」支援できるかの確認をお願いします。

近隣で支援者がどうしても見つからない場合は、自分が助かる可能性が少しでも高くなる方法、場所への避難方法を考えてください。

Q：災害時に要支援者を支援できなかった時、支援者が責任を問われるか。

A：避難行動要支援者の避難支援は、法的責任を負うものではありません。まずは自身と家族の安全を確保した上で、可能な範囲で支援をお願いします。

Q：名簿に載っていないが、載せた方が良いと思う方がいたらどうしたらよいか。

A：行政区（自主防災組織）の判断で名簿に掲載が可能ですので、一度町へ連絡をお願いします。

Q：地域と交流のない方が、名簿に載っている場合はどうしたらよいか。

A：交流のない方で計画作成が難しい場合は、実災害時にその方が避難できているかの安否確認だけお願いします。